

高瀬会第2訪問介護ステーション 利用料金のご案内

訪問介護費(要介護1～5)

令和6年6月1日

1. 基本料金(介護給付費の1割又は2割又は3割負担)

時 間 帯	身体介護			生活援助			身体介護の後、生活援助の場合 身体介護を行った後、20分以上の生活援助を行った場合、65円が加算。以降25分以上増すごとに65円ずつが加算されます。(生活3を限度)		
		1割	2割	3割		1割		2割	3割
20分未満	身体 01	163円	326円	489円					
20分以上～30分未満	身体 1	244円	488円	732円					
20分以上～45分未満					生活 2	179円	358円	537円	
30分以上～60分未満	身体 2	387円	774円	1,161円					
45分以上					生活 3	220円	440円	660円	
60分以上～90分未満	身体 3	567円	1,134円	1,701円					
90分以上	以降30分以上増すごとに82円又は164円又は246円が加算されます				(例)		1割	2割	3割
					身体1生活1	309円	618円	927円	
					身体1生活2	374円	748円	1,122円	
					身体2生活1	452円	904円	1,356円	
					身体2生活2	517円	1,034円	1,551円	

2. 加算料金

早朝(6時～8時の間)・夜間(18時～22時の間) 基本料金の25/100加算
深夜(22時～翌朝6時の間) 基本料金の50/100加算

加算種別	1割	2割	3割	各算定要件
2人の訪問介護員	×200 /1回 (%)	×400 /1回 (%)	×600 /1回 (%)	同時に2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて、利用者やその家族の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合 ①利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況から判断して①又は②に準ずると認められる場合
緊急時訪問介護加算	100円 /回	200円 /回	300円 /回	利用者又は家族からの要請に基づき、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が必要と認めた場合に、居宅サービス計画において計画的に訪問する事になっていない訪問介護(身体介護のみ)を緊急に行った場合
初回加算	200円 /月	400円 /月	600円 /月	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の訪問介護を行った場合又は訪問を開始した月中に訪問介護員にサービス提供責任者が同行した場合
介護職員等処遇改善加算〔Ⅱ〕	22.4% /月	22.4% /月	22.4% /月	介護職員の処遇改善のため賃金の改善を目的として1月の利用料に対して事業者が申請した所定の割合で乗じた額を加算。

※ 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度

対象負担額の1/4(25%)が軽減となります(但し、世帯の収入や預貯金等資産を証明する資料を提出する必要あり)

※ 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割となります(平成30年8月施行)

3. 別途利用料金

那智勝浦町・太地町・串本町・新宮市(旧熊野川町地域を除く)以外にお住まいの方

交通費

(ア)通常の事業の実施地域を越えた地点から10km未満の場合 1,000円

(イ)通常の事業の実施地域を越えた地点から10km以上の場合、3kmごとに300円追加となります

〒649-5336

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町湯川61番地

電話 0735-52-1121

FAX 0735-52-1122